

修理受付後の製品区分によるフロー

修理依頼品の確認（標準品はかり or 検定付きはかり）

修理依頼品が「標準品はかり」または「検定付きはかり」のどちらに該当するかご確認ください。
検定付きはかりの場合は、修理依頼時に当社による検定実施希望の有無をお申し出ください。

定額料金制に
対応していない製品

修理依頼品の送付

修理依頼品は当社の修理担当窓口へ送付をお願いいたします。
配送料はお客様のご負担にてお願いいたします。

修理見積の提示

修理料金を見積後、ご購入元または販売店を通じて
ご連絡いたします。修理実施の可否をご回答ください。

修理の実施

定額料金、もしくは見積料金にて修理を行います。
ただし、以下のような製品の損傷具合によっては修理が出来ない場合がございます。

- 例) ○生産終了し、部品の手配ができない。
○汚損、水没、落雷による全損
○さび、油等による極度の腐食、浸食

※修理不能な場合には、修理依頼品をご返送いたします。

計量値に影響しない
修理や調整の場合
(代品交換の場合)

検定付きはかりで修理後
検定が必要な修理が
発覚した場合

検定可否の確認・検定見積の提示

検定付きはかりで修理内容から再検定が必要となった時点で
検定実施の可否を確認いたします。
検定見積書（検定申請代行料金、検定手数料）を提示いたします。

検定付きはかりで修理後
当社で検定を希望する場合

当社で検定を
希望されない場合

当社での検定をご希望の場合

検定に関する申請と準備で
検定申請代行を行います。

当社での検定をご希望されない場合

修理品をご返却いたします。
修理料金のみのご請求となります。
※修理品の検定証印を2重線で
除去して返却いたします。

検定の実施

当社での検定をご希望の場合、
当社の検定部門で検定を実施いたします。

※検定で合格を確認した後に、
引き続き取引・証明用途の計量に使用が可能です。

修理品の返却・請求書の送付

修理依頼品をご依頼元に返却いたします。（配送料は当社にて負担して送付いたします）

請求書の料金は、以下の通りです。

- ①定額修理対応の製品の場合（検定付きはかりで検定を希望されない場合）、修理料金
- ②定額料金対応していない製品の場合、見積料金
- ③検定付きはかりで検定実施の場合、修理料金と検定申請代行料金と検定手数料の合算料金